



第311号 2017年6月8日



行 1-12-27
大 阪 市 港 区 築 港 1
全 日 本 港 湾 労 働 組 合 関 西 地 方 大 阪 支 部
発 行 責 任 者 國 分 仁 昭

労使が「共謀罪」反対の共同声明

生コン関連企業の経営者でつくる「一般社団法人大阪兵庫生コン経営者会」と関西の生コン関連の労働組合で構成（全港湾大阪支部も参加）する「関西生コン関連労働組合連合会」は、『共謀罪廃止・平和と民主主義擁護を求める労使共同声明』を発表した。

共謀罪廃止・平和と民主主義擁護を求める労使共同声明

関西生コン関連労働組合連合会（労組連合会）と一般社団法人大阪兵庫生コン経営者会（経営者会）は、安倍政権が2017年3月21日、国民の内心を処罰する「共謀罪」法案を閣議決定し、国会に提出した。過去3回、廃案となった「共謀罪」法案の国会再提出の動きに対し、日弁連や刑法学者、憲法学者ら含む多くの国民の批判や反対を無視し今国会で成立をはかる構えである。これらの策動に強い危機感を抱くものである。

安倍政権が2015年第189通常国会において強行採決した安保法制（戦争法）と同様に国会議席の多数の力で押し切る政治が許されるなら日本は無法国家への道をさらに突きすすむことになりかねない。

労組連合会と経営者会は、昨年2月27日「安保法制（戦争法）」に反対する労使共同の決起集会を開催し1300名を超える参加で戦争法反対の「労使共同アピール」を採択し御堂筋をデモ行進し、日本の平和と民主主義擁護の姿勢を内外に明らかにしてきた。

政府が法案名を「テロ等」準備罪に変えているが「本質はまったく変わらない」のである。「共謀罪」は実際の犯罪行為がなくても「相談」や「計画」をしただけでも処罰するものであり、既遂処罰という刑法の大原則を転換するだけでなく、「思想及び良心の自由を保障した憲法19条に背く違憲立法」である。政府が「テロ対策」を口実にしながら、今回の法案第1条の「目的」に「テロ」の文言がないのである。

「テロ対策」は国民をだます口実にすぎないことが明らかとなっている。また、適用対象もまったく限定されておらず、処罰の対象となる「準備行為」は法文上、拡大解釈が可能となる。さらに、一般の団体などが「組織的犯罪集団」であるかを判断するのは捜査機関であり、「共謀しているかどうかを知るためには、多数の一般人を盗聴や監視の対象になり、広い国民の思想・信条を侵す」ものである。

労組連合会と経営者会は、「違憲立法の共謀罪創設に反対する」と同時に「共謀罪」法案の廃案を強く求めるものである。さらに、沖縄の民意を無視した基地の固定化、辺野古への基地建設強行、命より金儲け優先の原発再稼働と海外への輸出、兵器産業育成輸出、防衛費増大などの軍事大国化路線、憲法改悪などの阻止は、今後の日本の進路を巡る重大課題である。この課題は、労使双方が相協力して対応する。以上、声明とする。

2017年3月29日

一般社団法人
大阪兵庫生コン経営者会
関西生コン関連労働組合連合会

6月13日強行採決か!

かつて「共謀罪」は、思想や内心を処罰するものと世論の激しい批判を浴び、過去3回、廃案に追い込まれているが、安倍政権は今回、「テロ等準備罪」と名前を替え、13日にも強行成立させようとしている。

今回の「共謀罪」法案の最大の懸念は、一般の人と犯罪集団を区別する基準があいまいで、一般市民が監視対象となること。捜査権の乱用で労働組合や市民運動が委縮させられることが懸念される。戦前の治安維持法の以上に言論が封じられ、監視社会になる危険性を指摘する声もある。



Q：普通の市民は犯罪をするつもりはないから関係ない?

A：その人が普通の市民とどう違うかは警察が決めること。過去にも労働組合や市民団体がマークされ不当な拘束された事例があり、それが公然と行われるようになります。警察の恣意的な判断で「誰を捜査対象にするのか」が決まります。

戦前を知っている世代は、この構造は治安維持法と同じだと言います。

辺野古の基地建設反対運動や安保法制反対デモが監視され、市民や労働組合への監視が厳しくなり、運動が萎縮する恐れがある。表現の自由や人権の尊重などを主張し、辺野古座り込みをする市民等は権力の側からみれば、邪魔になるので、「犯罪者」として扱うかもしれない。



Q：事前に共謀罪と見つけることができるの?

A：日常的にメールやSNS・LINE・電話など監視されることになりました。

共謀罪の処罰対象は、テロ集団、その他の組織的犯罪集団としている。しかし、正当な活動をしていた団体でも、犯罪目的に性質が変わった場合は監視対象となるとされている。

性質が変わるとは誰の判断なのか、当然私たちの主観ではない。捜査機関の判断次第で一般人や市民団体も対象となる可能性がある。



Q：普段の生活で盗聴されたり仲間のふりてまぎれこむ可能性は?

A：警察による操作方法(監視・盗聴・おとり捜査)が懸念されます。表現の自由より監視される社会になり、言いたいことも言えない社会になります。

性がある。また、犯罪の計画に加え、資金手配や下見など準備行為をした場合という適用要件が加わった。この犯罪を計画し

た段階で罪に問うという点が過去の共謀罪と同じだという指摘もある。さらに対象となる犯罪の数は計277。テロの実行では組織的殺人やハイジャックなど110の罪があげられている。他には薬物犯罪が29、人身売買、強制労働、臓器売買などが28、その他資金源など101の罪があげられている。

この中には切手の偽造や文化財の損壊、希少動植物の捕獲なども含まれる。このようにテロの実行に対するものが半分以下で、その他の対象犯罪が含まれているため、テロ対策になるのかと疑問が投げかけられている。

実際にテロが起きそうな計画がされている時に、この法律で具体的に止められるのかという疑問に、国会において金田勝年法務大臣は逃げてばかりの答弁しかできなかった。



Q：当然、冤罪や誤認逮捕が増えると怖いですね。

A：家の前等にパトカーが来て同行を求められます。近隣の人はどう思うでしょうか。また警察から家族や会社に連絡があり、生活が脅かされます。それに対してフォローはありません。

犯罪をしていないのに罪になる範囲が広がること、冤罪で罪もない市民が拘束され、最悪の場合は解雇される可能性もあるだろう。

このようなことが懸念される法律が今のままでは、13日にも強行採決されると危惧される!

世論の力で廃案に追い込まなければならぬ。

	2005年提出の政府案	今回の政府案
罪名	共謀罪	テロ等組織犯罪準備罪
適用対象	団体	組織的犯罪集団 (目的が4年以上の懲役・禁錮の罪を執行することにある団体)
構成要件	重大犯罪について ①団体の活動として ②共謀する	重大犯罪について ①組織的犯罪団体の活動として ②具体的・現実的な計画を立て ③実行の準備行為を行う
対象の犯罪	4年以上の懲役・禁錮の刑が定められている犯罪 =600超(殺人、窃盗、道路交通法、公職選挙法...)	変えず